

介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス

重要事項説明書

1 介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービスの目的

要介護(要支援)状態にある利用者に対し、常に利用者の立場に立って介護保険法で定める介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

利用者の心身の特性、取り巻く環境を十分に踏まえ、その居宅において、又は事業所に通い、若しくは事業所に短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行なう事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう支援します。

2 会社概要

- 法人名 ・ 有限会社 介護センターこころ
- 法人所在地 ・ 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲 846-4
- 代表番号 ・ 092-957-4377
- 代表者氏名 ・ 原 光雄
- 設 立 ・ 平成 16 年 1 月 21 日
- 資 本 金 ・ 310 万円

3 小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所の概要

事業所名	こころの家 尾仲
所在地	福岡県糟屋郡篠栗町尾仲 846-4
電話番号	092-947-3366
介護保険事業所番号	409390035
実施サービス	介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス (通い、訪問、宿泊、地域密着型チームケアの推進)
通常の実業の実施地域	篠栗町
登録定員	29 人
通いサービスの利用定員	15 人
宿泊サービスの利用定員	5 人

4 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1人	0人	1人
計画作成担当者	介護支援専門員	1人	0人	1人
介護従業者等	看護師	1人	2人	3人
	1～2級修了者他	2人	1人	3人
	社会福祉士	0人	0人	0人
	介護福祉士・社会福祉主事等	7人	3人	10人

5 営業日及び営業時間

通いサービス	9:00～19:00
訪問サービス	24時間・365日
宿泊サービス	19:00～9:00

6 サービス内容

基本的に介護(予防)小規模多機能型居宅サービス計画「ライフサポートプラン」に基づき、必要なサービスを行ないます。

ご相談後に、利用者・ご家族と共に「ライフサポートプラン」を作成します。

作成にあたっては事業所の「介護支援専門員」が支援いたします。

- ① 通いサービスのあらし。内容は「ライフサポートプラン」に基づきます。
 - ・食事の提供(食事の提供にかかる費用は、別途お支払いいただきます。)
 - ・通所送迎、排泄、入浴の介助。
 - ・生活上の、相談・援助。
 - ・集団・個別レクリエーション。外出散歩等の介助。
 - ・日常生活をとおしての機能訓練
 - ・健康状態の、観察と記録。必要に応じて、主治医等への情報提供。
 - ・時間延長や、臨時の通所を受け入れます。(利用者の意向重視)
- ② 訪問サービスのあらし。
 - ・必要時は自宅訪問援助を行ないます。内容は「ライフサポートプラン」に基づきます。
- ③ 宿泊サービスのあらし。内容は「ライフサポート」に基づきます。
 - ・基本的に、通所サービスの内容と同じです。

7 利用料金(令和6年4月1日重要事項説明書一部修正)

介護センターこちらの料金体系は、国が定める介護給付費(介護報酬)に準じるものとし、利用者様の負担金は、負担割合証に記載された負担割合になります。

負担割合1割の場合の利用料金は以下のとおり

介護(予防)小規模多機能型居宅介護費(1ヶ月につき)令和6年4月1日改定

利用料金

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

短期利用 介護(予防)居宅介護費(1日につき)令和6年4月1日改定

利用料金

要支援1	424円
要支援2	531円
要介護1	572円
要介護2	640円
要介護3	709円
要介護4	777円
要介護5	843円

各種加算(1ヶ月あたり)

認知症加算 (要介護者のみ算定)	認知症のあるご利用者に対して加算されるもの(日常生活自立度のランクによる)	(I)920 単位 (II)890 単位 (III)760 単位 (IV)460 単位
看護職員配置加算 (要介護者のみ算定)	(I)常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合加算されるもの (II)常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合加算されるもの	(I)900 単位 (II)700 単位
介護職員処遇改善加算 I	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして創設された加算。	(I)所定単位数にサービス別加算率(14.9%)を乗じた単位数
訪問体制強化加算 (要介護者のみ算定)	事業所の1月あたりの延べ訪問回数が200回以上、かつ訪問サービスを担当する常勤の従事者を2名以上配置している場合。	1,000 単位
総合マネジメント加算	地域における活動への参加の機会が確保されており、個別サービス計画において利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境変化を踏まえ介護職や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行なっている場合。	(I)1,200 単位 (II)800 単位
サービス提供体制強化加算	介護従事者の5割以上が、介護福祉士である事。 従事者毎に、研修計画を作成し研修を実施している事。 技術指導を目的とした会議を、定期的で開催している事。	(II)640 単位

初期加算等について

※小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算し 30 日以内の期間については初期加算として 1 日につき 30 円を加算します。

月途中での登録または登録を解除した場合は、日割りで算定します。

② 利用者負担金

介護保険の適用になる利用者(要介護認定等を受けている方)は、利用料金をお支払い頂きます。

但し、他事業所サービスなどで介護保険の給付の範囲を超え分に関しましては、全額自己負担となります。(消費税は課税されません)。

③ 交通費

(1) 通常の事業の実施地域は施設の車両で送迎の場合、走行時間おおむね 10 分の範囲と致しますが、その範囲での送迎について料金の請求はありません。

(2) 通院介助は原則としてご家族にお願いしますが、緊急時の受診介助などにおける病院往復の移動交通費に付いて料金の請求はありません。

(3) 利用者の個別の止むを得ない事情による外出援助などで、10 分移動圏内を越える移送や、外出同行等については別途交通費(1km 当たり 20 円)を徴収いたします。

④ 食事の提供に要する費用 朝食:360 円 昼食:580 円 夕食:580 円

⑤ 宿泊に要する費用 3,000 円/泊

⑥ レクレーション費(音楽療法講師謝礼、手作業療法等に掛かる費用等)として、月額 1,000 円。

⑦ おむつ代等は、実費。

8 介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス計画

介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス計画「ライフサポートプラン」を介護支援専門員より提案し、利用者を中心に介護チームで承認した内容を文書化して、共有します。

9 お支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、介護センターところが定める翌月の期日までにお支払いいただきます。

(前月分のご利用料の請求明細書は、翌月の 20 日までに発行させていただきます。)

お支払方法は、口座引き落としとさせていただきますが、やむを得ない場合は、介護センターところが指定する下記の口座への振り込みも可能です。

★ しばらくの間は、集金にてお願いいたします。(月末の翌月末支払い)

お振込先	福岡銀行 篠栗支店
	普通預金 212562
	有限会社 介護センターこころ

通い・宿泊サービス利用時の留意事項は次のとおりとします。

- (1) 金銭の管理は、原則行ないません。但し、日常生活に必要と思われる少額の金銭の保管・管理については必要に応じて相談、援助いたします。
- (2) 入浴、お散歩などの援助では、その日の健康チェックを考慮いたします。
- (3) 基本的に自宅、施設間の送迎サービスを致しますが、事情によってはご家族による送迎、自宅以外の場所への送迎プランも取り入れます。
- (4) レクリエーション活動等は、個別・集団など利用者の状況や意向に合わせて勧めていきます
- (5) 利用者本人の意向を無視した通所・お泊りの受け入れは、出来ません。

10 その他留意事項について

利用者に対する「こころの家 尾仲の介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス提供に起因する賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償いたします。

11 サービスに対する相談・苦情・要望窓口

「こころの家 尾仲」の介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する相談・苦情・要望の受付連絡先は下記のとおりです。ご相談、苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容も記録保存し、常に事業者として資質の向上に努めます。

また、介護(予防)小規模多機能型居宅介護に関する要望、その他のご相談も遠慮なくお話しください。

受付時間	24 時間年中無休
電話番号	092-947-3366
担当者	管理者 富康 新悟・施設長 原 貴代子

★その他の相談・苦情の窓口としては、下記の窓口がございます。

- ① 市区町村、福岡県介護保険広域連合の相談・苦情受付窓口
 - ・篠栗町 福祉課 092-947-1111
 - ・福岡県介護保険広域連合 粕屋支部 092-652-3111
- ② 国民健康保険団体連合会苦情受付窓口 092-642-7859

1 2 緊急時の連絡先

主治医・緊急時の連絡先(ご親族等)は、予め確認させていただきます。

サービス提供中に、利用者の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先へ連絡します。

主治医について	病院名	
	住所	〒
	電話番号	() -
	主治医名	
緊急連絡先 (ご家族等)	お名前 (続柄)	()
	ご住所	〒
	電話番号	ご自宅 () - 携 帯 () -

1 3 非常災害時の対策

非常時の対策	別途定める防災マニュアルにのっとり対応を行ないます。
避難訓練	別途定める防災マニュアルにのっとり、消防法に定める年2回以上の消火訓練及び避難訓練を行ないます。
防災設備	煙感知器 17箇所設置 誘導灯 2箇所設置 消火器 4個設置 スプリンクラー設備設置 スプリンクラーヘッド32箇所 自動火災報知設備設置 火災通報装置設置
防火管理者	王丸 裕己

以上、当事業者は介護(予防)小規模多機能型居宅介護サービス提供にあたり、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日
事業者 住 所 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲846-4
有限会社 介護センターころ
代表者 代表取締役 原 光雄 ㊟
事業所(施設名) ころの家尾仲 (事業所番号 4093900035)
管理者 富康 新悟 ㊟
説明者 (役職名)
氏 名 ㊟

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、介護(予防)小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日
利用者 住 所 糟屋郡篠栗町
本人氏名 ㊟
代筆者氏名 ㊟
代理人 住 所
(選任した場合) 氏 名 ㊟
続 柄